

琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との教育・研究交流協定書

琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校は、両大学の発展を目指して、教育・研究交流に関する協定を締結する。

(教育交流)

1. 両大学の学生は、双方の定める規則に基づき、双方の開講科目の単位を修得することができるものとする。

(研究交流)

2. 両大学は、双方が実施する研究等に相互に研究者及び学生等を参加させ、研究交流を行うことができるものとする。

(地域との連携)

3. 両大学は、地域交流や研究成果の還元等を通じて、双方の地域の発展に連携して寄与するものとする。

(施設・設備の利用)

4. 両大学は、双方が所有する施設及び設備について、許可された範囲内で利用することができるものとする。

(学術情報の利用)

5. 両大学は、双方が所有する学術に関する資料、出版物及び情報等を許可された範囲内で利用することができるものとする。

(その他の活動)

6. 両大学は、前各項に掲げる活動のほか、双方合意のもとに友好交流行事等の活動を行うことができるものとする。

(個別協定)

7. この協定書に定める事項の実施に当たり、個別協定の必要があるものについては、別途協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

8. この協定書に定める事項は、両大学の相互の承認により、変更できるものとする。

(有効期間)

9. この協定は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとし、両大学いずれからか協定終了の申し入れがない限りにおいて継続するものとする。

平成16年2月10日

琉球大学教育学部長

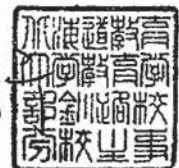
新里昌春



北海道教育大学教育学部釧路校

分校主事

神田 房行



琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との
教育・研究交流に関する覚書

琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校は、「琉球大学教育学部と北海道教育大学との教育・研究交流協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、以下の事項について覚書を取り交わすものとする。

1. 双方において、協定書第1項及び第2項に基づき受け入れる学生（以下「交流学生」という。）の受入期間は、原則として6ヶ月以内とする。
2. 交流学生の許可は、当該学生の出願書及び派遣側の推薦等を考慮の上、受入側が決定する。
3. 交流学生の人数は、年間10名以内とする。
4. 交流学生は、受入側の指導及び許可のもとで、学習又は研究に従事する。
5. 協定書第2項の学生には、双方の大学院生を含めることができるものとする。
6. 協定書第2項に基づく研究者の研究交流は、案件ごとに双方で協議する。
7. 本覚書に定めのない交流学生に関する諸問題については、双方協議の上、解決するものとする。
8. 本覚書は、協定書の効力が存続する限り有効とする。

平成16年2月10日

琉球大学教育学部長

新里 豊春



北海道教育大学教育学部釧路校

分校主事

神田 房行



琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との単位互換に関する協定書

琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校は、「琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との教育・研究交流協定書」（以下「教育・研究交流協定書」という。）に基づき、両大学の学生が、それぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することについて合意したので、下記のとおり協定を締結する。

（受入学生の身分）

1. 両大学は、この協定により受け入れる学生を「特別聴講学生」と称する。

（履修科目の範囲及び受入人数）

2. 両大学間における単位互換の対象とする授業科目及び受入れ人数は、毎年度両大学間で協議して定める。

（受入手続）

3. 受入れ手続きは、別に定める。

（単位の認定方法等）

4. 授業科目の履修方法、試験、成績評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。

修得した単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。

（授業料等の費用）

5. 受入れに係わる検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（有効期間）


6. この協定は、「教育・研究交流協定書」が有効な期間、効力を有する。

（その他）

7. この協定書に定めるもののほか、単位互換について必要な事項は、両大学がその都度協議するものとする。


平成16年2月10日

琉球大学教育学部長

新星 昌春


北海道教育大学教育学部釧路校

分校主事

神田 房行


琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との単位互換に関する実施要項

この実施要項は、「琉球大学教育学部と北海道教育大学教育学部釧路校との単位互換に関する協定書」に基づき、単位互換に関する実施細目について定めるものとする。

1. 開設授業科目の履修

- 1) 両大学に在籍する学生は、受入大学が開設する授業科目を履修し、単位を修得することができる。
- 2) 前項の場合において、学生が履修することができる授業科目の範囲及び修得できる単位の上限は、派遣大学の定めるところによる。

2. 受入手続き

- 1) 特別聴講学生として履修できる授業科目は、前学期及び後学期開始前の所定の時期までに両大学で協議の上決定し、シラバス及び時間割等と共に通知するものとする。
- 2) 派遣大学は、特別聴講学生願書を取りまとめ、所定の期日までに受入大学に提出しなければならない。
- 3) 受入大学は、前項による願い出を受けたときは、所定の手続を経て、特別聴講学生として受入許可通知を行うと共に、受入許可書を送付するものとする。ただし、受け入れにあたり、やむを得ない事情がある場合には、これを許可しない場合がある。
- 4) 派遣大学は、履修希望学生に前項の受入許可書を交付するとともに、履修に関する留意事項等について指導を行うものとする。

3. 試験

試験は、受入大学の定めるところにより実施するものとし、定めによる以外の追試験・再試験は実施しない。

4. 単位の認定

- 1) 受入大学は、当該授業科目の期末試験終了後に、成績証明書を派遣大学へ送付するとともに、成績原簿を保管する。
- 2) 派遣大学は、前記の成績評価に基づき、所定の手続を経て単位の認定を行うものとする。

5. 施設の利用等

履修上必要とする施設・設備の利用等については、受入大学の定めるところにより便宜を供与するものとし、特別聴講学生は、受入大学の規則等を遵守するものとする。

6. 有効期間

この実施要項は、両大学で締結した「北海道教育大学教育学部釧路校と琉球大学との単位互換に関する協定書」の効力が存続する限り有効とする。

7. 運用上の諸問題

この実施要項に定めるもののほか、運用に関して必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

平成16年2月10日

琉球大学教育学部長

新里 昌春



北海道教育大学教育学部釧路校

分校主事

神田 房行

